

平成23年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成23年6月10日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤惠三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一

都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続き一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

はじめに8番 小野議員の一般質問をお受けいたします。8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告書の順に従いまして質問していきます。理事者の皆さんには、大変ご無沙汰しておりました。住民のため、新たな気持ちで質問していきますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

まず、先の統一地方選挙について。その1として、選挙運動及び投開票に関するトラブル等という質問ですが、選挙運動に関するビラなどについて、または投票所でのトラブルはなかったのかお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 本年4月に執行されました統一地方選挙につきまして、住民の皆様から寄せられましたご意見、または苦情でございますが、街頭演説や選挙運動用自動車の拡声機の音量が大きい。町議会議員選挙の告示前に配布された政治活動用ビラの記載に不適切な表示があり、誤解を招く。投票所で投票立会人から不愉快な発言を受けた。といったご意見、苦情等をいただきました。

拡声機の音量が大きいという苦情は、特定の候補者への苦情ではなく、全体的な苦情でございましたが、街頭演説等における拡声機の使用につきましては、選挙運動期間中の午前8時から午後8時までの間で行うこととされており、かつ、学校や病院等の近くでは静音を保持すること及び一定の場所で長時間とどまって行うことがないように努めなければならないということが、公職選挙法で定められており、立候補予定者説明会で説明させていただいているところでございます。

次に、政治活動ビラにつきましては、斑鳩町選挙管理委員会では、候補者になろうとされる方から、内容や配布時期等について相談を受けた場合は、奈良県選挙管理委員会に指示を仰いだうえで、助言をさせていただいているところでございます。

最後に、投票所で投票立会人から不愉快な発言を受けた事案につきましては、4月10日の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙の投票日に、投票にお越しになられた方が、記載台で投票用紙に記名されているときに、投票立会人から強い口調で注意をされ、非常に不愉快な思いをされたというものでございます。

投票立会人の職務は、投票管理者が行うことについて、注意を払うことや意見を述べることとなっておりますので、投票において投票立会人が気になる事象があった場合には、投票管理者に意見を述べ、投票管理者が判断すべきところがございますが、投票立会人が直接注意の発言をしたものでございます。

当該投票者には、即刻、投票管理者からお詫び申しあげるとともに、後日、選挙管理委員会書記及び当該投票立会人からもお詫び申しあげたところであり、今後このようなことがないように、改めて投票管理者及び投票立会人としての役割を認識していただいたところでございます。

今回の統一地方選挙で、住民の皆様からいただきましたご意見や苦情等につきましては、今後、実施されます選挙における立候補予定者説明会、投票管理者及び投票事務従事者への指導に生かし、明るい選挙と、すべての住民の皆様にご気持ちよく投票いただける環境づくりにつなげてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） 政治活動用ビラについての助言とは、どのような事例があったのか差しさわりのない範囲でお示してください。

○議長（嶋田善行君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 政治活動用ビラの助言の例でございますが、現職の町議会議員様から、3月の中旬ごろに政治活動用ビラの配布時期についての相談がございました。奈良県選挙管理委員会に確認を行い、当該相談者の場合、奈良県知事選挙の告示日以降は、ビラは配布することはできない旨の助言を行っております。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） ビラの配布時期についてはそのとおりで、それは助言でなく指導だったと思います。それと、ビラの内容については、大変不適切であったと思われるものも何枚かあったように思います。後援会活動ビラと明記せず、何のための選挙前のビラなのか、また、堂々と後援会事務所と選挙事務所を併記したビラもありました。全く認識不足も甚だしい。このようなビラに対して、選管としては、それこそ助言とかではなく警告を発しておくべきではと思いました。この件に関しては、これで終わります。

それでは、今の答弁の中で、投票所で投票立会人から不愉快な発言を受けた事案について、後日、選管書記及び当該投票立会人からもお詫びを申しあげたとのことですが、その相手方、その方の対応はどうであったのか。また、選任された投票立会人への職務への説明などが、どのようにしておられるのかお示してください。

○議長（嶋田善行君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 投票所における投票に来られた方に対しまして、不愉快な思いを差しあげた方につきましては、選挙管理委員会といたしましてお詫びを申しあげたところでございます。そして投票立会人の選任のほうなのですけれども、その投票立会人の選任後、参集通知を送付する際に、立会人の職務を記載いたしました書面を同封して、立会人としての職務を認識していただいているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） その不愉快な思いをされた方は、実は私の身内なのでね、それで、当該立会人から後日、謝りというか事情説明に来られたということも聞いております。ただし、それは単に不愉快な思いをただけじゃないのだと、その方の謝り方についても、全く人格を冒涇したような行為にも匹敵する言動であったと、そのように感じておられます。今後、投票立会人の選任には慎重に、そして職務の説明会なんかを開催して対処すべきだと、そのように思います。この暴挙に至った投票立会人や、先ほど認識不足のビラを発行した人物も、元町職員であることが全く情けなく残念に思います。次に、その2として、町議選挙で投票率が低下したことへの認識と、近隣町の状況をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 平成23年4月24日に執行いたしました斑鳩町議会議員選挙の投票率は58.78%で、前回、平成19年4月22日執行の同選挙の投票率は64.34%に比べて、5.56ポイント低い結果となりました。総務省によりますと、同日実施された今回の統一地方選挙の後半戦の地区町村選挙、地区町議会議員選挙の平均投票率は、いずれの平均投票率も平成19年の統一地方選挙を下回り、区長戦を除く各選挙で戦後最低となったことでございます。この原因といたしましては、以前からの投票率の低下傾向に加え、東日本大震災の影響で、政党や候補者が選挙運動を自粛したことから、有権者の関心が高まらなかったためと言われており、本町におきましても、同様の傾向があったのではないかと推察しております。また、広域7町の町議会議員選挙における投票率につきましても、前回と比べて平均4.72ポイント低下しております。しかしながら、今後、選挙に関しまして有権者の関心を高めていただくため、小・中学校への選挙ポスターの募集や、20歳の成人に対する選挙啓発、各選挙における投票促進活動など、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会が協力しながら、住民の方ひとりひとりがみずからの参政権を行使し、町政、県政、国政に参画していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） 昨日の同僚議員もいろいろな投票所の数、また、町の広報活動のことで投票率が下がったのか、それも一因があると私は思っております。そのことも踏まえて、今後いろいろ改善していってもらえるような、町の広報活動を十分にやってくれて、そして投票しやすいような環境づくり、それにいろいろ考えていってほしいと、そのように申し添えておきます。

それでは、次に、東日本大震災による被災地の支援について。その 1 として、現地で住宅の泥かき等のボランティアに、斑鳩町の住民も多く参加されていると思いますが、町はその状況を把握しているのかお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 本町の住民の方々におかれましても、企業から各種団体から、また個人的に、東日本大震災による被災地でがれきの撤去等、さまざまなボランティア活動をされた方、あるいは現在されている方がいらっしゃるものと推察はいたしておりますが、具体的な人数や活動内容などは、町としては把握しておらない状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 8 番 小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） それでは、その 2 として、災害ボランティアに参加されている町民への町としての支援を問うとの質問ですが、被災地のボランティア活動に参加したい人も、被災地までの交通の便や滞在の確保が困難なため、なかなか参加しにくいという声も聞かれます。県では、被災地支援のため、住宅の泥かきとかの復旧作業を行う、ボランティアバス参加者を募集しております。現地での宿泊費、食費は参加者の負担ですが、応募者が多くなかなか参加できない状態だそうです。また、この県が現在実施している行き先は、宮城県気仙沼市とのことなのですが、そこで、町でバスを借り上げ、町の広報紙で町民からボランティア活動希望者を募って、大槌町への支援を検討されるよう提案いたしますが、どうでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 被災地へのボランティア活動に参加されます町民の方に対して、町がバスの提供をとということでございますが、被災地への支援の方法は多種の方法があると思っております。そのため当町では、町が備蓄する乾パンや毛布等の災害備蓄品の一部を被災地へ提供するほか、義援金や救援物資を募り、また、岩手県大槌町へ町職員を派遣するなど、本町独自の支援を行っているところでございます。

先に、町民の方からの救援物資を募りましたときも、町民の方にボランティアとして、仕分け作業と箱詰めなどを行っていただきました。さらに職員派遣を通して大槌町の状況等を

知る中で、大槌町からの要望に応えるために、7月には大槌町へ本の不足をしているということから、住民の皆さんにご協力をいただき、小・中学生向けの本を収集し、図書への支援を行う予定もしているところでございます。このように大槌町の要望に応えるべく、本町独自で被災地への支援を行っておりますことから、被災地へボランティア活動に行かれる方への、交通のアクセスとなるバスの提供は今のところ考えておりません。また、ボランティアとしては、町が集める図書の支援物資の仕分け作業などがありますので、ご自身ができるボランティアをお願いしたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） 先日、私の同業者、斑鳩在住なのですが、その方がインターネットで現地の状況等を調べていて、北上青年会議所と連絡を取り、釜石市復興支援ボランティアセンターに登録をして、被災地に娘さんと2人で自分の軽のバンで行って来られました。5月26日早朝出発で29日の深夜に帰宅されております。実働は27日、28日の2日間のみで、大したことはできませんでしたが、何らかのお役に立てたと思っております。ただ、被災地に入ってみて感じたことは、この国の為政者は何を考えているのか。被災者を見捨てているのではないかという思いがした。現地は被災後2カ月半になるのに、被災当初のテレビ映像と同じです。ほとんど片づいていない。その中を毎日数百人のボランティアが、少しでも被災者のお役に立とうと頑張っておられました。そのように現状を話しておられます。

また、昨日の奈良新聞の、大淀町社会福祉協議会は、東日本大震災の被災地支援のためボランティアバスを2回運行し、被災地で復旧作業をする。1回目は町職員や町社会福祉協議会職員が参加、17日から20日、宮城県気仙沼市で、被災住宅の泥かきや家具の搬出、生活用水路の泥かきを実施する。そして2回目は、町在住で健康に自信がある20歳以上の男女を募集、7月15日から18日、宮城県内、予定として宮城県内で、泥かきや家具の搬出など状況に応じて活動する。このように大淀町では、大淀町の社協と協力されて、このようにされております。先ほど、部長の答弁の中で、職員が大槌町の方へボランティア活動に行ってくれておりますが、その職員を通じて大槌町の状況等を知る中でということで、そして、大槌町からの要望に応えるべく、同市の支援をやっているということなのですが、再度、逆に、災害ボランティアに参加されている町民へ町としての支援、そして大槌町への支援という形で、災害ボランティアバス事業について、今の認識をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 先ほども申しましたように、バスの運行の予定は今はございませんけれども、本町といたしましても今後、調査研究をしてみたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは3番目の、復活なった（仮称）地域交流館建設計画と自治会の集会所についてという質問で、その1として、平成10年度に凍結された経緯と復活に至った経緯をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） まず、平成10年度の当時の経緯についてでございます。（仮称）地域交流館建設計画につきましては、平成9年4月の総務常任委員会におきまして、地域単位のコミュニティ活動の拠点として、集会所施設の整備を図るために、9カ所について建設計画をお示しし、条件の整ったところから建設をするというふうにしておりました。そして龍田地区におきまして、平成9年度から平成10年度にわたり交渉を行ったものの、条件面で折り合うことができませんでした。そういう状況の中、並行して町が行っております、ふれあい交流センターの建設に向けての地元の調整が整ったことから、諸般の事情を勘案しまして、地域交流館計画を延期したところでございます。その後、ふれあい交流センターが平成12年4月に完成はしましたものの、平成14年9月の総務常任委員会におきまして、地域交流館計画は、長年の懸案でありました（仮称）総合福祉会館の建設の目途がつくまで延期をすること。また、地域交流館計画は、当町の重要な施策として位置づけをしており、総合福祉会館の建設の目途がつきましたら、担当常任委員会での議を経て、また進めてまいりたいという説明をさせていただいたものでございます。その後、総合保健福祉会館、生き生きプラザ斑鳩でございますが、平成24年9月に完成をし、また、文化財活用センターも平成22年3月に完成したことなどを受けまして、引き続き、厳しい財政状況ではありますが、活発なコミュニティ活動は協働のまちづくりに欠かせないものということで、コミュニティの推進は町の重点施策でありますことから、広域的な自治会を対象としましたコミュニティ施設として、（仮称）地域交流館建設計画を進めてまいりたいと、平成22年11月の総務常任委員会においてご説明をさせていただいたものであります。

以上が、復活に至った経緯でございます。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） 部長、今の答弁の中で、凍結に至った経緯であります。少し説明の仕方が違うんじゃないかと。それか、このように思っておられるのだったら全くそれは誤解されている。私は話をしたいなと。と言いますのも、平成9年当時の私は議員であり、そのときの事業対象自治会に住まいしている議員として、これはしっかりと理事者側ももう一度認識してもらいたい。

まず、1点目のね、平成9年度から平成10年度にわたり交渉を行ったもの、これも10年度にわたり交渉を行ったという、そのこと自体がね、確かに「わたり」というのは何か月が「わたり」なのか知りませんが、昨年11月19日の総務常任委員会で、担当参事がこれ説明していますよね。平成9年度中は条件面で折り合わず、平成10年度において再度用地取得のための予算を計上した。この平成9年度の事業については、大変、町長がね、その地権者に対しての思いやりがあって決定されたわけです。事業なんです。それで予算を計上して、交渉を継続していたということでございます。それで、そのあとに、平成10年4月23日開催の総務常任委員会におきまして、こちらを凍結したと。だから4月の年度に予算は組んであって、4月23日までの間に凍結したんですね。だから地権者に対しての交渉はその間は何も、10年度の2年間にわたってというような表現は、これは私はちょっと避けてほしい。

それと、2点目としてね、並行して行っていたふれあい交流センター、これも違うんですよ、事実とね。部長も当然その時分におられたからご存じだと思うんですけどね。担当かどうかというのはわかりませんが。これもその11月19日の総務常任委員会で説明しています。東里地区に建設を計画をしておりましたふれあい交流センターの地元調整が難航し、その計画を凍結することとしておりました。並行して行ってなかったんですね、凍結することになったんです。だからこそね、それが4月のはじめという、3月の終わりごろにいけるということになったので、こちらのほうを凍結したんです。それらと今の説明とではねちょっと違うでしょう。こういう今、答弁を安易にやってもらったら、私としたら全く困るんですよ。そして私がいてないときのことなんですがね、11月の総務常任委員会で、そのときに説明しておられる。このことももう一度見なくて、私もいろいろな質問の話のときにね、議事録を読ませていただいていますということを使うてあるんですよ。だから、これとの整合性をしっかり図るようにね、そういう答弁をしていただきたい。このことについて、これらの答弁をまとめておられるというのか、副町長、どういう感じてされたんですか。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） これにつきましては、打ち合わせをして、まとめをさせていただきました。その中で、過去の平成9年、10年につきましては、今、小野議員からご指摘のありました点につきましては、非常に申しわけなく思っております。もう少し議事録を熟読して、理解して、ご答弁をさせていただくほうがよかったと思います。反省をさせていただきまして、今後、答弁書等を書く場合におきましても、それらを踏まえて十分な答弁の作成をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） あのね、凍結されたという事実ですし、今、これからの前向きの質問をさせていただきたいときに、こういうことを言うのもやめておこうと思ったんですがね。私はね、この前回の地元の一番町なんかにはね、この事業計画として回覧を回したという事実があるんですよ。だから、それらのこともあるから、やみくもにこういう具合な形で凍結になっていたと。しかも、その地権者との折り合いがつかなかったというような表現、これも私は不満があるんです。当時、私はね、理事者側から用地代のことで折り合いがつかない、それもあって、ふれあい交流センターのほうを優先するためにこれを凍結したいと、そういう話も聞かせていただきました。だから用地の話については、私はもちろん関与していませんので、ああそうだったのかと、それやったらしょうがない。ふれあい交流センターのほうも、国庫補助がもう執行する年度にきているということも聞かせてもらいましたので、やっぱり斑鳩町住民のためには、そちらを優先してもらって結構ですということですね、したんです。ただね、後日、その地権者が私の事務所へ来られてね、なぜ凍結したのかと、だから私はそのまま言うたんですよ。ただ、この用地代ではだめやと言うたんでしょうと。だけど、その人はその範囲内でしたら結構ですよと。そしたら、どうしたんですか言うから、友人ふたりに用地の交渉をしてたと。だから私はもうその人には、自分の財産のことで、友人ふたりに交渉を任せるといって自体は大人げないですよと、だからあきらめてください。その人もその土地はいろいろなことがあったので、町に買い上げてもらえると。町長の優しい気持ちですよ。そういうことで、この地域交流館は凍結したんです。そのあとのことは、やはり財政的なこともありますし、総合福祉会館のこともありますので、地元、私も待っていました。そして昨年の11月に再度こうしてしていただいたという、ありがたいことなのですが。こういうことがあってなんですが、現在出しておられる設置箇所、計画のね、これもなぜ前回のときと、私から言えば大幅に変更をされていると思います。そして、その今回の4カ所を選定するに至った経緯を示してほしい。そういうことでお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 4カ所をどうやって選定したのかということでございます。設置箇所につきましては、当初の計画では、小学校区ごとに3カ所ずつ、計9カ所を計画しておりましたが、その後14年が経過します中で、町の財政状況やその後の公共施設の整備状況及び各自治会等でコミュニティ拠点施設が建設されたことを勘案する中で、今回、計画するに当たっては、町全体を見直す中で必要な場所を精査させていただき、特に必要とされている地区としまして、龍田地区に2カ所、法隆寺地区に1カ所、興留地区に1カ所、計4カ所

で計画しているものでございます。

まず、龍田地区につきましては、自治会集会所はありますものの高台にあるため、高齢者にとっては苦慮されている状況のある、紅葉ヶ丘地区、三室地区、笠町地区付近の地区に1カ所、もう1カ所は、単独自治会では集会所の確保が困難な、小規模の自治会が多数あります龍田4丁目付近を想定しております。法隆寺地区は、小規模、大規模自治会が混在をしており住宅開発が進み、自治会の肥大化により施設等の確保が困難な自治会がある地区。最後に、興留地区としましては、住宅の密集地であり、単独自治会では集会所の確保が困難な、小規模の自治会が多数ある地区を想定しております。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今のその4カ所についての意味合いというのは、前回のときも同じような形で9カ所というのを選定されたんだと思う。前回の9カ所と今回の4カ所、これも総務常任委員会で配付されたと聞いております。その資料を私もいただきました。すべてですよ。その、前回のとこと合致するところがないんです。この総務常任委員会、12月のほうとも、いろいろ読ませていただいたらね、時の総務部長、今の教育長が、この辺はアバウトだというような見解をおっしゃってるし。アバウトの割には今、部長が答弁したように、きちっとした、例えば、龍田4丁目の付近というのを想定しています。確かにこの今では龍田4丁目よりまだ東ですね、龍田4丁目は確かに小さな自治会というのですか、小規模な自治会がたくさんあるところですよ。それで全くなぜこういう形に変わっていくのかな、法隆寺地区の第1号としての法隆寺地区ということで、11月19日にも説明されておりますが、国道の北側ということです。以前のこちら平成9年では、国道より南側なんです。法隆寺地区というか、東福寺あたりを円を指してるんです。そやから全く前のを踏襲してというような言葉も時々出てきてましたけど、全く無視していると言わざるを得ないんです。だけど、今回のも前回のもそうなんです、これは町長をはじめ理事者側の方が、やっぱり住民のコミュニティの場をつくらうということで、いろいろな財政的にも何とか工夫できるという、また今後の斑鳩町ということで起こしてきていただいたことに対しては、私は感謝していますし、このことについてどうのこうの、選定された場所についてどうのこうのとは言うておりません。ただ、先ほどからの話もしておりますが、この前回、凍結された一番町、二番町、私が住まいしております錦ヶ丘につきましては、自治会からのいろいろな話の中で、会員の中ですべてそういう集会所を持とうという、アンケート調査もして、いろいろなこともやりました。プロジェクトチームをつくって、いろいろ検討して重ねていって、幸いにも空き地があったので交渉させていただいて、それからトータル的に1,500万円ずつ補助金をいた

だいて、でき上がりました。確かに集会所が必要です、コミュニティの場としてね。だけど、この地域交流館はもうひとつ広い意味を持っている。前回もそうですし、今回もそうです。だから、前回に一応計画された一番町、二番町、それから三の一、三の二、当時は三の二までしかなかったんで、現在は三の三というのもあります、そして法西町、それから錦ヶ丘、これは町民体育大会での1地区なんですね。そして龍田神社の行事としてですかね、龍田の盛り上げで東部太鼓台という団体が、そのエリアの今申しあげた7つの自治会長に会計監査もお願いして、やはり地元で盛り上げやっております。今年は15周年ということで。だから、ちょうどこの地域交流館がここへ建つということも、やはりひとつの引き金にもなっていたと私は思っておるんですがね。

今回いろいろ選挙なんかでも、私も地元を歩かせていただいたら、一番町や二番町の方からも盛んに集会所がほしいと、そういう話も言っておられます。だけど地域交流館のことを私はその時点ではまだ知らなかったんで、申しわけないけど議会のほうの動きも全然知らなかったんで、一番町の方なんかにしたら「残りの金がありますか」と、集会所を建てるときに、「1,500万円しか頭打ちでないですよ」と、ちょっと無理やなというふうな話もしておられました。今度もね、議会だよりをまた初めて読ませていただいて、地域交流館があるということで、幸いに当選させてもらったので、議会事務局でこれのことを調査させてもらってね。これらいろいろの経緯からね、この4カ所、今、計画された4カ所のうち、「以前から地域住民からの要望がありますことから、条件の整っている地域でもありと、これ法隆寺地区ね。集会所が不足している地域として町が認定しております、国道25号線北側で法隆寺東側の地域住民と協議を進めてまいりたいと考えております。」、とこのように説明されております。そしたら、そのほかの3カ所の整備の順番は決まっておるんですか。それと10年間でということで、残りのあと3カ所、2年ごとにでもやっていくということで順番決まっているか。また、ほかの地域から、このようなことで、条件も整えるようにして要望が出てきたら、その場合はどのように対応されるんですか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、小野議員さんが謙虚におっしゃっているように、やっぱり平成9年、10年、このことは私はやっぱり一番難しい問題のときに、こういう地域交流館というものを、あえてそういう地域にさせていただいたんです。その中で、私も、直接何回かもう用地の交渉もさせてもらいました。しかし、最初の提示よりも絶対に譲らない。もうそうやったらこれで期限つきということもございますから、やっぱりそういうことも踏まえてですね、やってきた。それから、私はやっぱり皆さん方、議会の方々が、やっぱり一番斑鳩の遅れは

何かと、やっぱり総合福祉、あるいは、そういうものを考えたら、今の役場の北庁舎の保健センターでは無理だと、そういうことを考えたら、これも最初は西里のところということで、借地ということで皆様方、議会でも議論があって、ようやく当時の共産党の野呂さんは、小吉田やったら6万円であるねんと、いうところから、小吉田地域をひとつのエリアとしていきました。そういうことを踏まえますと、やっぱりそういう点では、私もやっぱり、生き生きの里斑鳩のですね、やっぱりすばらしいああいう環境の中でできたのも、やっぱり皆さんのご努力のおかげだと思ってます。そういう中で、もう9年、10年の関係から、やっぱり10年近くたってますからね、そういうことの中で、こういう形で出てきた。私は、今、小野議員おっしゃるように、法隆寺の東小学校の周辺ということで、9年、10年のときは出てますけども、皆さん方が、その地域の方々が、どの場所がいいのかということ、やっぱり最終的にやっぱり話をさせていただかんといけませんから、ある程度、概ねこの地域ではいいんじゃないかということで、今現在、進めていただいています。

小野議員さんおっしゃっていただくように、やっぱり財政的なものもございまして、一番何を言いましても、やっぱり用地を取得することが一番大変だと思います。だから、今、4つというひとつの地域を限ってますけども、私はそういう点でうまくその用地が整って、そしてやっていこうという意欲、そういうことがなかったら私はできない。小野議員も一番、特に錦ヶ丘の公民館にしても、私はあの土地をやっぱり王寺の方の所有物をうまく買われて、そして、やっぱり皆さん方の錦ヶ丘自治会の町民総意の中でされたことが、私はやっぱりああいう公民館ができたんだと思っています。なかなかこういうのはみんなが協力をしていただかなかつたら、なかなかできないものですから、そういう点については、今、小野議員もこういう点については喜んでおるといいますから、これからもやっぱりひとつこの法隆寺地域に集会所ができることが、1日も早くできることを我々としては望んでいきたいし、また、次のところ、二つ目、3カ所目については手を挙げていただいでですね、用地等をやっぱり整理をいただいて、そして町としても取り組んでまいりたいと、いきたいと思ってます。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） 町長からそのように思っていますと、私も同感です。ただ一言、町長、ちょっと嫌なことを言いますけどね、錦ヶ丘の集会所は公民館じゃないんですよ。この議事録を読ませていただいても、町長が時々公民館と、これは町長、以前からの公民館分館の補助金で各地にある、あとで聞かせてもらおうと思ってたのですが、集会所というのはたくさんいろんな種類がある。以前からいろいろ公民館分館と、教育委員会のほうか

らの補助金で建てていっている集会所ですね。その公民館分館が、葬儀なんかに使うことはどうかというて、奈良市なんかで裁判も起きましたので、改めて、それと地域、これは余り言うたらまた次の人の質問に差し障りがあるのかなと思うねけど、地域交流館を凍結したために、今の地域集会所整備補助規定ですか、それらを立ち上げてもらって、しかも公民館分館のときは頭打ちが500万台だったと思うのですが、1,500万までというように、住民の負担をできるだけ少なくしようと。そのようにされたことやと思いますし、今、町長がおっしゃってとおりになんですね。やはりこういうものを町で建てようとした場合には、その用地の確保が一番難しいと思います。その点ね、私はこんなことを言うたら、町がこのようにしておられるのにといいことで、地元の方に怒られるかわかりませんが、単独自治会では集会所の確保が困難な小規模の自治会が多数ある、龍田4丁目の付近を想定しております。その、自分らの自前の集会所を確保しようとしても用地がないような場所、わりと密集しているところなんですよ。そこへある程度の大きさを持っている地域交流館は、私はちょっと不可能じゃないのかな。今回、法隆寺の国道北側へということになりましたが、やっぱり用地が問題だと思うんですね。以前、東小のところというのは、あそこに土地開発公社の代替用地もありましたので、それらを想定されているんだなということ、まず用地が大事だと。それは自分も思っております。それで今、復活第1号としての計画されていることに対しては、私は1日も早く完成されることを望んでいる者の1人です。ただ今後、例えば、以前に凍結されたところで用地を、その適当な用地があれば、これは私らが交渉するのではないです。町のほうへこの土地で地域交流館の建設をといいことで要望書を出してきたら、これは必ず計画の中へ入れていただけるものだと、そのように確信しております。今、私が聞こうとした、その順番は決まっているのですかということに対してもご答弁をいただいたと、そのように理解しておきます。

それでですが、次の質問に移っていこうと思うんですが、この問題もね、割と時間が必要となってくるんです。それで、今の町長の答弁をいただいて、私はこの通告をしておりますが、3の3番、各自治会に集会所の実態を教えてください議論をしていこうと思いましたが、10分そこそこではちょっと無理だと思いますので、通告をさせてもらっていますが、この質問はやめにして延期という形にさせていただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、8番 小野議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番 吉野議員の一般質問をお受けいたします。4番 吉野議員。

○4番（吉野俊明君） それでは、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

質問事項1は、太陽光発電についてであります。

既に同僚議員もこの件で発言されております。この時期は恐らく他の多くの基礎自治体の議会においても、一般質問の対象とされている問題ではないかと思えます。

言うまでもなく、その理由は、3月11日の東日本大震災における、いまだ収拾の目途もついていない福島第一原発問題があつてのことです。明日でちょうど3カ月になるのであります。

ドイツでは、2022年までに原発を全廃すると決めました。日本政府もエネルギー戦略の根幹にかかわる脱原発については、年内にも基本方針を決定し、2020年を目途に電力改革を行うと発表しております。

奈良県の荒井知事も自然エネルギー協議会に参加し、県としてふさわしいエネルギー政策を検討すると方針を示したのは、つい一昨日のことです。ご承知のとおり、日本には現在54基の原発がありまして、そのうち14基が福井県にあります。奈良県民はその福井原発の電気を使っております。この福井原発の14基のうち、8基が現在検査中で稼働しておりません。動いておりません。この8基が再起動しないということになれば、奈良県民に与える影響はまことに大きなものとなります。このような状況の中での、荒井知事の発言になったものと理解されます。太陽光発電などのいわゆる再生可能なエネルギーの供給量の都道府県別順位は、奈良県は下から3番目の45位であります。しかし、千葉大学大学院 倉阪教授は、地方自治体がイニシアティブを持って探せば、資源は幾らでも探し出すことができる。特に、奈良県においては、太陽光発電に最も可能性があるとコメントされております。過去の一般質問において、私は、町の公共施設の屋根にソーラー発電のパネルをと、発言いたしましたことがあります。当時、理事者側のご答弁は、ソーラー発電のパネルは、反射して近隣住民の迷惑になるので、不可能という答えだったと記憶しております。しかし、その反射するという問題は、既に現在では技術的にクリアされております。現在、役場正面の体育館の屋根、あれ全面に館内の熱対策のために銀色塗装がなされております。現在のソーラーパネルは、あんなようなキラキラしたものではございません。しかしながら、あの屋根を見ておりますと、あの広い屋根全部、これ太陽光発電であつたらどんなによかっただろうと、いつもそう思いながら眺めております。

前置きが長くなりましたけれども、当町で今、先ほどの議員さんも発言されております地域交流会館建設計画が進められております。この交流館の屋根の流れ面をすべて太陽光発電に有効な南面に設けていただきまして、再生可能なエネルギーに対する斑鳩町の姿勢を内外

に示していただければ、世界遺産のある自治体のもうひとつの売りになるのではないかと思います。最近の新聞を見ておりますと、小城町長いろんな場所に斑鳩町を代表して出ていかれております。この辺についてひとつどう思われますか、ソーラー発電についてはどう思われますか、ひとつご答弁願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、ご質問の中で出ましたように、私は、これからの公共施設等は、生き生きプラザ斑鳩も太陽光を設置していますように、これからの公共施設については、そういう考えでいるということはずっと申しあげてきておるわけでございます。きのうの質問の中で、やっぱり風致の関係のことがございますから、県は、ソーラー、よろしいよという許可をいただくんだっただいいですけども、今、地域交流館の関係等についても、これから用地を取得されて設計等を図っていく中で、可能であれば、私はやっぱり太陽光を設置をしていこうという考えは持っております。

○議長（嶋田善行君） 4番 吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。こういう、例えば、ソーラー発電などについて、税金を用いるということについては、この時期、納税者も賛同されるのではないかと思います。近隣の自治体に先駆けて、世界遺産の我がまち斑鳩を、ひとつアピールするよい機会だと思いますので、重ねてよろしく要望させていただきます。

それでは、続きまして、質問事項2の（仮称）地域交流会館建設計画について、質問させていただきます。

この質問の要旨の①の経緯については、先ほど先輩議員が質問されておりましたので、大体理解いたしました。ただし、10数年前の事情などについては、なるほどそういうこともあったのかなと、普通一般の住民さんと同じような私も認識でございまして、実は、私の地域の自治会には集会所がございませんので、今回の降ってわいたような計画には、大変住民も期待しております。また、私は、1期4年間の議員生活では、議運も含めて所属する委員会以外も、努めて傍聴させていただきました。このたびの地域交流館の件が理事者側から持ち出されたときも、私も傍聴しておりました。そのときの議員さん方の反応は、また箱物かと言われまっせと、住民さんの意見もよく聞いたらどうなのかというような雰囲気でした。私もどうも行政目線と思われる部分があるなど、いささか戸惑いも持って聞かさせていただきました。それがさっき聞きまして、私なりに地域交流館計画についての今までのご答弁などを整理しますと、まず4つぐらいに整理しますが、1は、地域交流館というものは、よい見本としては消防コミュニティセンターがあると。それから次に、単独自治会の要

望では、受け付けないというのですか、だめですよと。それから、3点目は、複数自治会がまとまって建設予定地を決定し、役場に持ち込んでそれを検討してもらおうと。もうひとつ、4つ目は、現在、地図に今、示されている候補地4カ所の○印、これについては、必ずしも固定されたものではないというように判断しておりますが、これでよろしいのでしょうか。また、足りないところもありましたら、お願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今、地域交流館計画の中で、基本的な考え方を言っていました。過去にも総務常任委員会のほうで、今述べられたことを答弁させていただいております。大体、今おっしゃった内容でよろしいかと、このように思っております。

○議長（嶋田善行君） 4番 吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。この地域交流館計画は、高齢化社会の福祉の面にもコミットするということが書かれております。そこで、私どもの地域として、ぜひ聞いていただきたいことがございます。それは、斑鳩町の地形のことです。私どもの地域は、三室山に続く丘陵地によりまして分けられております町南西部に位置しております。高齢者にとっては、これを上り下りするということは大変苦痛を伴います。そこで、次からが提案なんですが、神南・昭和町・笠町、これをひとつのまとまりとして考えていただき、このエリアにもひとつ候補地を設けていただくということにはならないのでしょうかということでございます。この地区、王寺にも近く集合住宅もマンションも多く、今後も住宅開発も進んでいくと思われまます。現在も行っております。斑鳩町南西部の多くの密集地です。こういうことで理解が得られれば、地域の住民さんも熱意を持って地域をまとめ、土地を決定できるものと、可能であると私は思っております。急な質問ですので、即答をされるのは難しいかと思いますが、ご感想なりでもありましたらお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これはもう笠町のエリア等は、やっぱりかなり急な家が建ち並んでいきますから、現状を見ていただいたらよくわかるんです。これも昭和40年代ぐらいはですね、あのどかな三室の里を開発するという、新聞に出た経緯もございます。そんな時分から、ああいうのどかな丘陵を開発するのかというところから出てきておるんです。しかし、その当時はやっぱり30代、40代の本当のまさにそういう方々がお住まいされたわけですけど、今もう40年たってきますと、70、80という高齢者がお住まいでございます。これはひとつのエリアとしては、以前にも申しあげましたように、昭和町に自治会館ができました。最近まだ立派なものがありました。できれば笠町も昭和団地のところへ行ってほしいという

ことですね、今、長らく使っておられた、民間からお借りしていた花笠亭がもう売買されたから、もうそこは使わないということで、今、清水さんは、この小地域の関係等についてはですね、映画会とかああいうことについては昭和町の公民館を予約されて、行っていただいております。いずれにいたしましても、高齢者がそんなとこまで行くのかということになりますけれども、私は一つ考えれば、やっぱり皆助け合っただけですね、健康管理のためには、そこまで行けない人は車で行くとか、あるいは、そういう手助けをしていくことが一番大事やと。何か今、日本の国はですね、昔のように、バリアフリーができたならもうすべてがバリアフリーやから、何でもかんでもいけると。私は昔の光景というのは車いすに乗っておられたら、階段でも4人ぐらいがかかってきて、おい来てくれ言うて持ち上げてですね、やられた姿を見たら、本当にやっぱり心が通じますけども、最近はまだバリアフリーやから、ちょっと車いすでちょっと段差があったかて、もうそのままで見ている姿を見たらですね、やっぱりみんなが声かけて、ちょっと車を4人ぐらいでばっとあげたってくれというような気持ちをね、持つようなこの姿が今、私がやっぱり東日本の大震災が起こった中でも生まれてきているようにですね。やっぱりそういう姿をしていかなかったら、日本はもう今、高齢者、高齢者や、もう若い子の別居という世帯がですね、だんだんとやっぱりこういう世代を生んできたということで、できれば私はもう以前から申し上げていますように昭和町の公民館をお使いいただいております、やっぱりそういう点に協力いただくということで考えております。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 4番 吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ただいまのご答弁、もっともな点多々ございます。私ども昭和町の自治会館を使わせていただいております。大変きれいな公民館でございます、喜んで私どもも使わせていただいております。私も非常に高台の方に家を建てまして、若いときはこれでよかったんですけど、この年になりますと、やっぱり皆さん私の家に遊びに来て言うても、ご高齢の方はちょっと坂がという状況、これは私どもの年代にならないと理解できないことかもなと思ったりはしております。先日も、その昭和町の自治会館で笠町の総会が開かれました。一番広い部屋を使わせていただいたのですが、もうぎっしりという状況、私どもの地区、240世帯ぐらいありまして、ぎっしりという状況であります。その3割か4割しか出ないのですけれども。やはり自治会館といわゆる公民館の中間ぐらいの施設、私、そこに期待を持っているのであります。もうちょっと広い集会所もあり、あるいは、今、パーティーといいまして、部屋を区切るという技能が大変進んでおります。ですから、いわゆる会館ではなくてコミュニティのサロンのようなものも併用するような、そのようなものもでき

るのかなと夢を持って考えておりました。今、先ほど発言した町の南西部にもひとつと、こういうことは一応発言させていただきますので、これもひとつ検討の材料にさせていただきたいなとお願いをしておきます。

次は、質問の要旨の2、住民説明と住民合意等についてでございます。私どもの町内の住民の皆さん、この計画については、今の時点では全然知らない人も多いのではないかと思います。あの地域もそうなんですけども、ほかの地域はどうでしょうか。かなりの部分の人は町の広報紙も見てないし、あるいは、議会広報も見ておられない人もたくさんおられますので、今の時点では、この地域交流館、せっかく住民のためにこういういい計画があるのにもかかわらず、住民のほうはまだそれほど認知してないという状況ではないかと思います。行政側としては、ぜひとも説明責任も果たしていただかなければならないのではないかと思います。この点はいかがでしょう。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 住民説明についてのご質問でございます。この（仮称）地域交流館建設計画の住民説明につきましては、昨年12月の総務常任委員会で、住民の代表である議員の皆様方に、まず説明をさせていただいたところでございます。また、本年4月の広報でも、この地域交流館整備の予算の説明を行っているところでございます。今後、自治会長につきましても周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 4番 吉野議員。

○4番（吉野俊明君） その点ひとつよろしく、住民周知、これからの政治には最も大事な項目ではないかと思います。やはり何も知らされてない、何も知らないというのが一番精神的にこたえることでもありますので、どんなよいことであっても、やはり住民の皆さんは知りたいなという気持ち、それから住民の皆さんも努力しなければならないと、私は思っておりますけども、例えば、何回も地区に来られて、行政側の方から説明に来られるというような場も、持ってもしかるべきではないかなと思います。

次に、質問事項の3の「人」の視点に立った道路交通安全対策についてということに移らせていただきます。つまり、人の視点に立ったということは、対車についての、自動車に対する人という意味であります。日本の道路交通事故は、昭和45年に1万6,765人の最悪の死者数を記録しております。そして、その後、平成16年には半分以下の7,358人と減少し、以後7,000人台で推移しております。しかし、死者は減ってはきているものの、交通事故の件数及び死傷者の数では増加の一途をたどっております。

質問事項①の中に、車、人、自動車等のすみ分け、利用区分については、私のあとにまた

同僚議員が発言されると思いますので、そこをちょっと割愛させていただきまして、私は、当町の特に国道25号の歩道については、2、3質問させていただきたいと思います。

以前にも質問させていただきましたが、国道25号の歩道については、大いに国交省にも、改良・改善をお願いしなければならない問題が多々あると思います。これについて、町としてはどういう方針で国交省に要求していくつもりなのか、まず、この点からお伺いしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました、国道の改善要望について、国へどういう形で働きかけていくかということかと思えます。

国に対しましては、平成13年度に一定のまとめた、国道町域全体の歩道設置等を要望を提出をさせていただいて、当然それ以前からもですね、そういった要望は続けていっていたわけですが、そういった要望活動を続けていると、そういう状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 4番 吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 最近、また、私が一番感じるのは、斑鳩町の歩道で一番感じるのは、でこぼこ段差、短い区間ででこぼこがあったり車道側に傾斜していたりと、大変この斑鳩町をちょっと過ぎていきますと、ほかの自治体ではそうでもないなというところがあります。この歩道の段差、傾斜、これが高齢者にとっては大変辛いものではないかと思えます。歩道がないところはもちろんですけども、この歩道の段差、傾斜をどのように改良されていくつもりなのか。その辺もひとつご答弁願えればありがたいと思えます。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 現在、国道25号におきまして、奈良国道事務所におきましてですね、龍田地区で歩道の設置及び改良の事業をしていただいております。こういった形で要望させていただく中で、国が事業化をしていただく区間につきましては、今、質問者にご指摘いただきましたように、でこぼこの状態をできるだけフラットな歩道にしていくという計画で、事業を進められるということで、今回の事業の区間につきましてもですね、そういう高低差を極力ないような形で計画は進められているという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 4番 吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ひとつよろしく国交省を強力に追及して、斑鳩町をぜひともよい歩道の状態を進められるようお願いいたしたいと思えます。

それから、次については何ですけども、今、400メートルのバイパスの供用区間がございます。この区間は、現在、自転車の人も車道を通ったり歩道を通ったりしております。

ここは基本的にはどういう、自転車のすみ分けの部分としてはどういうことになっておりますでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 現在、供用をしております、ご指摘の400メートルの小吉田モデル区間のところでございますけれども、この区間の自転車の通行といたしましては、現状では車道の左端を通過していただくということになります。

○議長（嶋田善行君） 4番 吉野議員。

○4番（吉野俊明君） わかりました。もうひとつ、25号の歩道についてなんですけれども、きのう、先輩議員の発言にもございました。中宮寺前交差点から中宮寺前バス停までの歩道のない区間でございます。私どもiセンターにおりますと外人さんとか、あるいは日本人、もちろんバス停まで行くにはどうやって行くのかと聞かれることがあります。そうすると、こういうふうにこういうふうに国道25号の歩行を通過して行ってくださいよと勧めます。そうしますけれども、その私どもがせっかく勧めたところを歩いていただくんですけれども、先日は両わきを通る車もかなりのスピードで信号が青であれば通りますので、大きなダンプカーが通ったり、大きな車両が物流車が通ったりしまして、人の肩すれすれに車が通っております。あそこでもう立ち往生してしまっているような人も多々見られるところでもあります。私は、世界遺産・法隆寺のまちとしては、大変恥ずかしい風景だなと思います。ぜひともこの辺の問題の解消を、先輩議員と一緒にお願いしたいと思うのですが、どういう見通しがございます、あの地区についてはございますでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） きのうの中川議員も、今、吉野議員もおっしゃるように、やっぱり道路を拡幅するという、歩道を拡幅するという、やっぱり横の土地を買わなければいけないんです。何遍も言っているんです。だけど協力はできませんということですから、先ほども申しあげてますように、用地の協力はやっぱりしていただかなかつたら、何ぼ今の現状では、あれもまだポールを立たせてもらったんです。あれ当時、議会でいろいろと言われる中で、清水組さん、当時ですよ、協力を得てですね、あこまでちょっとさせていただいて、あんなんやったらあかんやないかということで、もう何遍もまた言われているわけですが、それ以上やっぱり用地を協力をしていただかなかつたら、何ぼ国土交通省に言ってもですね、国土交通省は歩道をしていきたいことはもう事実ですから、そういうことはもうわかっているんです。ただ、やっぱり相手の用地を協力していただかなかつたら、何でも一緒ですね、今、天理斑鳩でもやっているようにですね、11メートルのあれでもですね、やっぱり協力

がなかったらできえないんです。そういう努力は、やっぱり国土交通省も地元も町も大半努力をしますけども、やっぱり相手のことがございますから、相手もあってもですね、やっぱり金額がもう難しいんですよ。やっぱり今の地価の鑑定に基づかれますから、それでなかなか合うか合わないかというて、やっぱり先に売ってる方は、高く売っておられる方もありますからね、やっぱりそういうことも踏まえて非常に難しいということで努力はいたします。

○議長（嶋田善行君） 4番 吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 本当に何とかしなければなあと思いますね。本当にそのとおりなんですけども、どうでしょうかね、やはり世界遺産のまちとしての誇りとするところがありますので、強力に、ひとつ私どもも一生懸命やりますのでご協力、国のほうに進めていただきたいと思います。

質問要旨2番の、最近の児童・生徒の通学中の交通事故例と、その後の安全対策について質問させていただきます。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 最近の児童・生徒の事故例ということでございますけども、一番直近ではですね、三室山がございます。三室山を南中学校の生徒が、自転車通学を許可された生徒でございますけれども、友人と3人帰ったときに、雨が降っておったがためにですね、そのときに対向の車を避けようとして、その三室山下にありますグレーチング、割と大きなのがあるんですけど、そこに乗り上げて、雨が降っていたことで滑ったということで、自転車が転倒したといった事故がございます。

○議長（嶋田善行君） 4番 吉野議員。

○4番（吉野俊明君） その事故がございまして、すぐ私のほうにも連絡がございました。

実は、私のつたないペーパーなんでございますけれども、その中にですね、あの場所で、去る平成19年6月に、雨天の朝に自転車通学の生徒さんが同じ場所でスリップして転倒して、頭部、顔面を強打し大けがをされました。そのときに、応急的にグレーチングの表面に滑りどめ材を張りつけておりましたけれども、2年以上が経過しまして、それが全部というぐらいはげまして、また危険な状態に戻っていると。けがをされた生徒さんの親御さんから直接ご連絡をいただきまして、私は、それをまず滑らないような状況にしなければならないと思ひまして、県の担当課に現状を訴えまして、新しく最も滑りにくいグレーチングだぞというのを設置させていただきました。そして、その設置が終わりまして、平成21年10月末に工事終了を確認の上、当該校区の校長先生に経過をご報告し、通学の交通安全の指導をよろしく申し上げますと言ってまいりました。そのときもこの新聞、私のペーパーを持って

行ったんですけれども、滑りにくくなるとはいえ、グレーチングの上を通学路としなければならない現状は、改善されなければならないと。このことを強く要望してまいりました。

今回も前回も実は生徒さん、新入生というか、4月に入学して自転車通学に、さわやかな気持ちで、自転車通学になっていると。それで間もなくこういう事故が、同じような条件で同じようなことが2度起こったと。これは、やはりどこかに原因があると私は思いました。西和警察さんの担当課にも行って話をしました。警察の担当課の方も、あの場所へずっと日にちを置いて場所を観察して、複数の警察官が観察して、現場を検証しておられました。物すごい熱心な様子がありまして、そのあと、また西和警察さんに行きますと、そのとおりだと。やはり同じ事故が同じ場所で2度も起きるといのは何があるだろうかと、西和警察としては、1件でも事故を起こさせないようにするのが私どもの務めです。そういう交通事故を減らそうという姿勢は本当に心強く感じました。

これに関して私ども住民も、あるいは、学校側も教育委員会もそれに応えるというのですか、2度あることは3度あるというふうにならないように、絶対起きないようにという対策を立てなければならないと思います。

サイクリングをされる方に聞きますと、雨の日には道路の白線さえも踏まないようにしていると。ましてや金属、グレーチングなどは避けると、こういうことだそうでございます。このような細かい点までも生徒さんに指摘して、実際に自転車通学の子どもさん方を引率して、この場所はこういうふうに危ないぞと、今まで2件も事件が起きたと、こういうことをひとつきっちりと指導しなければ、同じ事故がもう忘れたころに、3、4年たってこうして忘れたころに起きたわけですから、また起きると思います。その辺のことについては、教育長さん、いかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほども、質問者自身がおっしゃっていただきましたようにですね、当然、雨の日にはおっしゃっておられたように、白線でありますとかグレーチングに乗りますとですね、当然、滑るということで、これは普通自然にですね、経験則的に学んでいくものでもあるのかなというふうには考えております。ただし、ただこういった事故に結びついたということで、今後、学校においてもですね、特に、新1年生については、その通学経路を確認しながらですね、こういったところにはこういう危険な箇所もあると、お互いに確認しながら、そうした適切な指導を行うよう、指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 4番 吉野議員。

○4番（吉野俊明君） よろしく、その点お願いいたします。三室山のあの地点、通学路とされております。あそこは車がよく、このごろ特によく通るようになりました。あそこには中心ラインもございませんので、車が2台対向したりするときには、当然、車道いっぱいになってしまいます。そういうこともあって、教頭先生に聞きましたら、生徒さんが車を避けるために、あの場所のほうに寄ってしまったのではないかと、こういうように申されておりました。あそこ以前、住民さんから言われまして、桜の木が植わっていますけど、あれが車を運転する方の視線をさえぎっていると。あれも早く切るように言うてくれということで、私もそれに協力させていただいたこともございます。あのライン、やっぱり今でも車にとっても人にとっても危険なラインではないかと思えます。ましてや通学路としていることについては、私はもう1度じっくりと関係者で考えていただき、また、通学路のままであれば、通学路であるということの表示をもっとたくさん並べるということも、ひとつの対策となり、車を運転する方に対しても警鐘を鳴らすのではないかと思います。いずれにしましても、この2件の自転車で事故を起こされた子どもさん、もう大変なけがでございまして、また、保護者さんにも申しわけが立たないこととございまして、くれぐれもこの点よろしく、3度のないようしていただきたいと思いますと思ひまして、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、4番 吉野議員の一般質問は終わりました。

10時40分まで休憩いたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

次に、12番 辻議員の一般質問をお受けいたします。12番 辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

まず、高齢者の食と健康づくりについてということで、日本の超高齢者社会の背景には、戦後の経済成長、食生活、栄養の改善、医療の進歩、環境衛生の改善があります。しかし、一方では、高齢者人口の増加によって、元気だと思っても低栄養による健康障害があると言われております。静岡県牧之原市では、低栄養に関する調査をされ、約30%の方が低栄養と判断をされました。そこでお聞きいたします。まず、斑鳩町の保健事業としての食生活改善の指導事業について、現状をお聞きします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 斑鳩町の保健事業としての食生活の改善事業というご質問でございますけれども、まず、高齢者の低栄養と申しますのは、健康的に生きるために必要な量の栄養が摂れていないときに起こる体の状態でございます。その中でも、特に、たんぱく質やエネルギーが摂取されてない状態のことでございます。高齢になりますと食事の量が少なくなったり、副食をとらずに簡単に済ませたりするようになるなど食事に偏りが生じ、低栄養になると言われております。低栄養状態になりますと筋肉や内臓などの働きが衰えまして、活動的に過ごせなくなったり、免疫力が低下して感染症などにかかりやすくなるなど問題が生じまして、これを予防することは非常に重要なことであるというふうに考えております。

本町の保健事業といたしましては、栄養士会や食生活改善推進員と協働する中、生活習慣病予防教室や糖尿病予防教室、メタボリックシンドロームの予防のためのヘルシー健康料理教室や栄養ミニ講座など、調理実習を含めた食生活改善のための保健指導や栄養教室を開催をしております。また、老人クラブや小地域福祉会などへの出前講座におきましても、食生活の改善の重要性、必要性についてお話をさせていただいております。

一方、介護保険制度の介護予防事業といたしましては、対象者一人ひとりに対しまして、心身の状態に応じた効果的な介護予防ケアプランを作成したうえ、栄養改善を含めたサービスを提供できるよう努めております。その中で、低栄養状態、または、その恐れのある対象者に対しましては、低栄養状態を改善し、生活機能の向上を図るため、管理栄養士が作成した個別の栄養改善サービス計画に基づきまして、個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等を実施することとしております。

○議長（嶋田善行君） 12番 辻議員。

○12番（辻 善次君） 次に、2点目の現在の事業を実施されているが、問題点や課題についてをお聞きいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 栄養相談でありますとか栄養教室などの保健事業を実施しておりますものの、それらの保健事業を利用されない高齢者におきまして、栄養の偏りなどが生じ低栄養状態になっていることに、みずから気づかない場合があるということが問題であるというふうに考えております。また、介護保険におけます栄養改善事業におきましては、特定健診等と同時に行う生活機能評価におきまして、対象者を把握し、事業参加していただけるよう努めておりましたが、昨年度の実績が、基本チェックリストにより低栄養と疑われた方で12人、実際にそのうち検査によりまして低栄養の状態であると判定された方が3人

にとどまっております、低栄養者が把握し切れていないのではないかと考えております。

○議長（嶋田善行君） 12番 辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、これの答弁をみますと、基本チェックリストで12人ということで、低栄養の状態である人が3人ということで、かなりの調査をしている割に少ないということがあります。静岡県の例を見ますと、やっぱり1,800人程度の対象者がおられたということで、かなりやっぱりその辺の把握ができてないのかなということで、します。そのことから、次に、斑鳩町においても高齢者の低栄養の実態調査を実施すべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） これまで低栄養に特化した調査というものは行っておりませんが、特定健診と同時に行いました介護保険の生活機能評価の中で、短期間の体重の減少でありますとかBMIの状況、また、血清アルブミン値によりまして、低栄養状態にある、また、その恐れのある方の把握に努めてまいりました。

本年度につきましては、要支援者あるいは要介護認定者を除きます、65歳以上の高齢者全員に、生活機能評価における基本チェックを行うことによりまして、これらの対象者の把握を行い、介護予防事業につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 12番 辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、一応、今年度で把握に努めるということでございますけれども、次に、低栄養者への栄養指導の方法についてですが、牧之原市では、行政では目の届かない方が、栄養も含めた生活力が低下していても気づかない場合があることから、地域で栄養指導も含めた健康づくりに取り組みをされています。斑鳩町でも住民の協働のまちづくりを推進していくうえでも、参考になると考えますが、今後の取り組みについてお聞きいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今、質問者が申されております、静岡県の牧之原市では、具体的な低栄養の改善の取り組みといたしまして、低栄養の知識を広く伝えていく啓発活動を柱のひとつとしておられます。当町におきましても、この啓発活動をさらに実施していく必要があると考えておまして、現在まで実施しております町の広報紙、あるいは各種栄養に関する教室、出前講座等を充実させることで、高齢者の低栄養に関する知識、あるいは認識を深めていただけるとともに、さらに各種講座に小地域福祉会等の地域にかかわる方に参加していただくなど、高齢者にかかわる方々への啓発も積極的に行ってまいりたいと考えてお

ります。また、栄養士会や食生活改善推進員が活動しやすい環境をつくりまして、それらボランティアの方との協働によります、低栄養改善に向けた取り組みに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 12番 辻議員。

○12番（辻 善次君） 今後、低栄養者への栄養指導の方法なども含め、行政だけでは目の届かない方、また、地域活動等に参加しない方などに対する支援については、現在の社会福祉協議会が所管しています小地域福社会とか、小地域福社会のない地域については、自治会とか民生委員さんとも連携しながら、地域の催しなど活動に参加、参画できるような、地域のコミュニティづくりが大切だと考えております。昔から向こう三軒両隣と言いますから、牧之原市では高齢者の食を地域で支えるおすそ分け活動など、地域のサポーターの方が無理をしない、ちょっとのお手伝いとして活動されております。当町には、この牧之原市のこの事業をそのまま取り入れることは難しいと思いますが、高齢者が元気で長生きをしていただく施策を、研究、検討していただけるようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、集会所補助金についてでございます。まず、地域集会所の補助金につきましては、平成21年6月議会で、超高齢化社会に向けバリアフリーに係る改修工事について、補助率の2分の1から3分の1に上げること。さらに、現在、備品について補助金の対象になっていませんが、高齢者が長く座っているのに非常に辛いということで、長机とかいすなどに対する備品などにも、町の補助の対象にされたいという要望をいたしました。その後も、住民からこれに関する要望も多く聞いています。前回、質問の回答では、町は検討してまいりたいと答弁されておりますが、その後の検討内容についてお聞かせください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 地域集会所の補助金につきましては、地域住民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図るために、集会所の新築、改築、増築、修繕、既存建物の購入及び土地の購入を行われた場合において、補助対象事業費の2分の1以内の額を交付しております。以前の質問にございました、バリアフリー化や高齢者等が利用しやすいいす等の備品購入につきましては、他市町村の状況についてコミュニティ施設の充実の観点から、調査、検討を行っているところであります。

地域集会所は、少子高齢化社会への対応や地域住民のコミュニティの場として重要であると認識をしており、補助金の拡充につきましては、過去にいただいたご要望も踏まえ、引き続き、他の市町村の状況等を総合的に勘案しながら、さらに検討をしてまいりたいと考えて

おります。

○議長（嶋田善行君） 12番 辻議員。

○12番（辻 善次君） 今日まで集会所に対する補助金については、訴訟もされている中で積極的な調査等をされてきておりませんが、今は解決している中で、積極的に対応されることを期待しています。地域のコミュニティづくりというのは、これから福祉とか防災の面でかなり力を入れていかれますけれども、この施策を実のあるものにするには、やはり地域の連携と地域のコミュニティが重要であると思います。地域の発展なくて町の発展はないと考えております。今回の質問をしています補助金の改正につきましては、バリアフリーの改正につきましてもいろいろ難しい問題、どこまでバリアフリーの補助の改正をすとか、いろんな難しい問題もあろうと思います。また、備品につきましても、私は、机とかいすと言っておりますけれども、各地域の自治会によっては、またいろんなとらえ方もあろうと考えています。それと前回も言っていますように、借地等の関係もあります。この辺も、やっぱりこれからの自治会の運営をされる各自治会に、積極的にそういう実態を調査しながら、今後かなり研究をしていただきたいと思います。できるだけ早くお願いいたしますけれども、さらにまた先日的一般質問の同僚議員からもありましたように、防犯灯の補助につきましても、これにつきましても、やっぱりその当時、私も質問させていただいておりますけれども、防犯灯の関係で自治会を脱退される方については、防犯灯を切られるという自治会も聞いておりますし、その辺のことも十分研究しながら、防犯灯の補助についてもさらに勉強していただきたいと思います。今日までいろんな要望をしてまいった中で、行政ではなかなか難しい問題もありますけれども、今後やっぱり委員会でも十分ご協議願いまして、できるだけ早い時期に補助率の改正をしていただくように、私としては期待しておりますので、できるだけ早い時期の改正をお願いし、やっぱりこれからの地域コミュニティづくりを進めるうえでも、重要な課題だというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、12番 辻議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番 伴議員の一般質問をお受けいたします。5番 伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから、一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。まず、はじめに、まちづくりとしての道路整備についてであります。これまで当町では、道路財源が含まれる普通建設事業費が、歳出においてどれぐらいになっているかをお伺ひいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 普通建設事業費の歳出における比率でございます。歳出決算額におきます建設事業費の占める比率の推移を、過去5年間にさかのぼって見てみますと、平成17年度は18.5%であり、その内容は法隆寺線整備事業、道路新設事業、文化財保存事業などの建設事業となっております。その後の推移につきましては、平成18年度は26.5%、平成19年度は25.6%、平成20年度は23.7%であり、3年連続で20%を超える高い水準となっております。これはJR法隆寺駅周辺整備事業、総合保健福祉会館建設事業の大型事業が本格化したことによるものでございます。

この後につきましては、平成21年度は文化財活用センター整備事業はあったものの、10.6%と前年の半分以下の大幅な減となり、平成22年度決算につきましては、まだ確定はしておりませんが、5%台程度にまでさらに減少する見込みとなっているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 5番 伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今の答えから、普通建設事業費の占める比率は、近年の大型事業により高くなった時期があるものの、過去からの推移を考えますと減少傾向にあることがわかりました。それでは、その限られた建設事業費の中での道路財源で、まちづくりを考えておられるのか、本年3月に策定された斑鳩町都市計画マスタープランに定められた取り組みとその事業化について、まちの考え方をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 本年3月に策定いたしました斑鳩町都市計画マスタープランでは、本町特有の歴史、文化、景観を生かした都市づくりを進めていくために、具体的な土地利用や都市施設など、都市づくりに関する方針をまとめたところでございます。この計画の中で、道路整備に関しましては、第3章で全体構想の道路交通体系整備の方針において、車や自転車、歩行者が安全で快適に通行できるよう、道路等の都市基盤整備を進めることや、災害時には避難路や緊急輸送路として都市の防災性を高める役割を重視するとともに、子ども、高齢者、障がいのある人など、だれもが安心して通行していただけるよう、歩道の確保や段差の解消といったバリアフリー化など、道路環境の整備に取り組むことなどを定めております。中でも、いかるがパークウェイの整備を重点的な施策として進めるとともに、いかるがパークウェイの道路に接続する箇所を整備を優先的に行っていくことにより、道路ネットワークの形成を図ってまいりたいと考えております。

これまでも小吉田では、モデル区間の整備にあわせまして、法隆寺線のほか町道3路線の拡幅整備等を行っております。また、現在、整備が進められています稲葉車線区間におきま

しても、その進捗にあわせまして接続する町道3路線の拡幅や、交差点改良について事業を進めていただいております。今後も交通のニーズや整備の効果の調査をしながら、整備を検討してまいりたいと考えております。また、整備に際しましては、歩道の確保や段差の解消を実施するなど、道路の安全性や快適性を高めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番 伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これからもいかるがパークウェイと接続する道の整備として事業を進めておられることが、住民にわかるように情報公開していただくことを要望いたします。

では、歩道、自転車道、車道の分離と整備について、道路整備について基準があると思いますが、現状と今後の整備計画について、町の考え方及び方針をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 本町では、国道と県道が広域的幹線道路として周辺地域と接続し、町道は生活道路として町内を結んでおりますけれども、国道25号をはじめとする幹線道路の交通量が多いため、慢性的な交通渋滞が発生し、生活道路であります町道に流入する車によりまして、歩行者や自転車を利用される方の安全を脅かしている現状でございます。現在、整備中のいかるがパークウェイが完成いたしますれば、道路網としての機能が有効に働きまして、生活道路への車の流入も減少し、歩行者や自転車を利用される方々の通行の安全性の改善にもつながるものと考えています。また、当町内におきまして、近鉄奈良駅を起点として法隆寺を終点といたします奈良自転車道、あるいは、明日香村石舞台古墳を起点として慈光院近くの富雄橋を終点とする明日香葛城自転車道の、2本の自転車道が一定の整備をなされておりますように、県でも自転車の快適な通行のための整備も進められているという状況でございます。なお、町道整備におきまして歩道設置の考え方につきましては、幹線道路とのネットワーク化に配慮いたしまして、路線によっては歩行者の交通量や地域の状況を考慮して設置を行いまして、歩行者や自転車が安全で快適に利用できるように、また、災害時の避難路としても有効に機能できるように取り組んでまいります。

○議長（嶋田善行君） 5番 伴議員。

○5番（伴 吉晴君） なかなか用地協力がうまく進まない。歩道が整備できていない現状だということを、よく私は耳にいたします。車、自転車、歩行者が快適に利用できる道づくりを、積極的に推進していただくことを強く要望いたします。

それでは、歩道と車道の分離とともに、道路において危険に感じるのは道路上の電柱ですが、道路上の電柱の地中化について、町の考え方をお伺いします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 道路上の電柱の地中化でございますけれども、当町では、平成5年に法隆寺などが世界文化遺産に登録されたことを契機に、景観保全事業の一環といたしまして、無電柱化事業への取り組みを開始いたしました。これまでに西里地区、三井・岡本地区、東里地区、三町地区といった、本町有数の歴史的景観が存在する地区のうちの道路の一部を、事業対象といたしまして検討してまいりましたが、その中で、都市計画道路藤ノ木線、西里でございます。それと、三井・岡本地区の町道が無電柱化を実施しております。また、現在、JR法隆寺駅周辺道路整備におきまして、町道312号線の拡幅、歩道設置事業を進めておりますけれども、ここは斑鳩町の玄関口にふさわしい駅前とするために、道路整備にあわせまして電柱の無電柱化も実施して、計画をいたしております。

さて、無電柱化事業でございますけれども、電気、電話などの電線事業者の参画確認が必須でございますが、柱による電柱、電話などの供給に比べまして、地中埋設による供給のほうが多額の管理費用がかかるために、事業路線沿道から採算に見合う需要が見込めない場合は、電気等事業者におかれましては、なかなか参画されるのが難しいという状況でございます。さらに道路新設やまた改良によりまして、歩道など新たな用地を取得し、電線類を地中に埋設することや地上機の設置が可能な敷地が必要であることから、このような道路整備が実施されない場合、なかなか参画されることが難しいと聞いております。また、無電柱化によりまして、道路沿道への電気、電話の供給にかかります線類の引き込み位置が固定されることに伴いまして、事業施工に対して、土地所有者や住まわれている方の同意が必要となります。さらに無電柱化工事の施工方法によりましては、電柱類の移転にかかる多額の補償金が発生するなど、事業化に向けての調整が必要となる課題がございます。

町道325号線整備を例に取りますと、約100メートルの事業区間のうち、電柱の地中化に要する費用といたしまして、通常の工法でいきますと1億円ぐらいかかる。ところが、今回は工法の協議を行った結果、4,000万円程度となっております。町といたしましては、無電柱化事業は乱立する電柱等がなくなることから、良好な景観を保全するとともに、道路上の人や車両のスムーズな通行が可能な空間が確保できる、有効な施策であると考えております。こうしたことから、今後、無電柱化事業につきましても、以上の課題を踏まえながら事業化が可能な路線の検討を行ってまいりますとともに、新たな道路計画においても、その計画段階において、無電柱化事業の検討を行っていく必要があると考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番 伴議員。

○5番（伴 吉晴君） この電柱の地中化も事業線用地協力の課題が多くあり、なかなか事業を進めるのが難しいとのことですが、安心・安全なまちづくりをもう一步進めてください。

よろしくお願いたします。それでは、道路構造令の規定では、歩道と車道の段差基準はどのようなになっているのか。また、町はそれに基づいて道路整備がなされているのかをお伺いたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 高齢者や身体障がい者も含めまして、すべての方々にバリアフリー社会を現実していくことが、現在求められている状況でございます。歩道等の設置の要否や幅員の構造決定につきましては、道路管理者が地形やその道路の歩行者等の交通の状況を考慮いたしまして、対象とする道路の種類、ネットワークの特性、沿道の立地状況等を十分考慮することになっております。

歩道の一般的な構造に関する基準が改正なされまして、今後、歩道整備を行う場合の代表的な基準を申しあげますと、歩道の形式は、セミフラット形式ということが基本とされております。歩道面の高さは、車道より5センチ高くすることを基本とされておまして、横断歩道などに出る際の歩道と車道の段差は2センチといたしまして、歩道内では段差を設けないということになってございます。ほかには、歩道面の横断勾配は、車いすなどの通行に考慮して2%以下にするなど、バリアフリーの観点を踏まえた道路整備を行っていくための基準が示されております。

町内でも歩道の状況につきましては、25号、県道大和高田斑鳩線などの主要幹線道路にも歩道が設置されているものの、歩道がなかなか狭いという箇所がありまして、安全にすれ違ふのは難しいという状況であります。また、町道においては、歩道が設置されている路線も少ない状況であります。近年、整備してまいりました都市計画道路法隆寺線、あるいは町道503号線や生き生きプラザ前の町道401号、あるいは415号等の路線につきましては、人に優しい福祉のまちづくりの一環として、歩道の設置に努めてまいりました。今後も町道整備におきましては、歩道の交通量が多いなど地域の実情を十分考慮して、歩道設置等、安全で快適な道路づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番 伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 最近の歩道は、車道との段差が少なくなっていることは、昭和町自治会前の大和川右岸堤防と各小学校付近の歩道を比べると、よく私も理解できます。斑鳩町の場合、歩道設置が現状少ないということは、今後、新しい基準のバリアフリーの歩道の比率をあげやすいとも言えるのではないのでしょうか。子どもから高齢者までが安心して歩けるまちづくりを要望いたします。

次に、道の照明設置ですが、町内の場所によっては暗い場所がありますが、道路照明を増

設し、車道、歩道をもっと明るくできないのか。町及び自治会の防犯灯についてお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 斑鳩町内には、町が設置しております防犯灯と自治会で設置していただいている防犯灯がございます。町が設置します防犯灯の設置基準は、自治会住宅地に属さない地域におきまして、住民の方が通勤、通学等に利用される箇所について、道路幅員や道路の周辺環境を勘案し、周辺地権者の同意を得られる箇所につきましましては、町の防犯灯を設置しているところがございます。今後においても、これらの箇所において防犯上、防犯灯が必要な箇所がございましたら、町で防犯灯を設置してまいりたいと考えております。

次に、自治会内で防犯灯を設置される場合におきましては、防犯灯設置補助金を活用していただければと考えております。防犯灯と防犯灯の間の設置基準などは特に設けておりませんが、自治会内に一部だけ暗い箇所や死角となるような箇所がございますと、防犯上よくないと考えられますので、補助金を活用していただきたいと思います。また、防犯灯設置補助金交付要綱の中で、新規で設置するもののほか、ワット数の高い照明器具に付け替える場合や、LED蛍光灯の照明器具に付け替える場合に対しましても補助対象としております。ちなみに電柱に設置する場合に、1灯につき3万5,000円を限度として全額補助をしております。LED蛍光灯に付け替える費用も、補助限度額内で設置できている状況でございます。防犯灯の設置につきましましては、都度、町の方へご相談いただけたらと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番 伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 住民側から道が暗いため防犯灯を増設してほしい。また、したいとの相談があったときには、今お答えいただいたように、状況に応じた対応をよろしく願いたいします。また、昨日、同僚議員の質問があった補助率についても、検討していただくことを要望いたします。

では、次の質問に移らせていただきます。集会所の改修及び新設に対して、町の補助率についてであります。まず、今の要綱の補助率が決定された経緯をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 地域集会所の補助率の経緯でございますが、平成11年に斑鳩町公民館等施設整備補助金交付規定を見直し、斑鳩町地域集会所施設整備事業費補助金交付要綱を制定しております。

以前の公民館等施設整備補助金では、新築、増築及び改築につきましましては、補助率が50%以内で、限度額は木造が463万円、鉄骨造が533万円、鉄筋コンクリート造が64

7万円となっております。

次に、土地につきましては、補助率が50%以内で、限度額が850万円となっており、また、修繕につきましては、補助率が30%以内で、限度額が160万円となっております。しかしながら、このような限度額では自治会の負担が大きいことから、できるだけ多くの自治会に地域活動やコミュニティ活動の拠点となる、地域集会所の整備を行っていただきますために、当時の総務常任委員会で審議を重ねていただき、見直しを行ったものであります。

改正後の本要綱では、すべて補助対象区分の補助率を50%以内とし、限度額につきましては新築及び建物の購入並びに土地が1,500万円、増築及び改築が500万円、修繕が300万円として改正をしたものでございます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 5番 伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 平成11年に斑鳩町地域集会所設置整備事業費補助金交付要綱を制定されたことの経緯は大体わかりましたが、昨年の12月の総務委員会で、地域交流館の説明を受けたときに、住民のコミュニティの向上という面では、自治会館の充実と重なり合うものも多く、また、住民間の公平性の観点からも、集会所への町からの補助率を検討してほしいとお願いいたしました。

それではお聞きいたします。町は、住民コミュニティの充実を推進していく総合計画の一環として、地元負担を軽減するため、町の補助率アップ等を検討する考えがあるのかお伺いします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 地域集会所の整備につきましては、総合計画の基本施策であります「ともに築く協働のまちづくり」に欠かせないものであり、地域住民の活発なコミュニティ推進をするためにも重要な施策であると考えております。近い将来、高齢化率が30%を超えることが予想されている中においても、また、地域の子育て支援を充実させていく必要があることから、地域のコミュニティが果たす役割はますます必要不可欠のものとなっていく中におきまして、その拠点となる施設の役割は重要であると認識しております。

地域集会所施設整備費補助金につきましては、過去にいただいた要望も含めまして、他の市町村の状況を調査、検討したところでありますが、引き続き、補助制度の拡充について財政状況も勘案しながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番 伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えから、引き続き補助制度の拡充について検討していくとの

考えはわかりました。一定の時期までに回答をいただけるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、5番 伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、15番 木田議員の一般質問をお受けいたします。15番 木田議員。

○15番（木田守彦君） 前もって議長に提出しております、レジュメに従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番目なのですが、焼却場廃止について、地元の要望ということでですね、斑鳩町幸前2丁目地域に設置されて以来、約40年を経過してまいりましたが、設置条件として10年間周期で更新が繰り返されてきて、本年をもって廃炉の方針が示されました。

建設当時はですね、幸前・高安・高安西との合意文書が交わされて、その条件として、補償工事を実施されてこられたものでありますが、途中、半径500メートル範囲とのことですね、睦自治会が追加されて、そして、また補償工事が実施されております。このたび町の英断による廃止はですね、地元としては大変ありがたいこととあります。

そこで、廃止説明会を4自治会において実施されることと思われませんが、その各自治会との説明会の開催時期はどうなっておるのか。その説明会で必ず残留ダイオキシンによる土壌汚染に対する質問が出てくると思われます。例えば、大阪府能勢町での土壌汚染による風評被害が発生している事実もあり、斑鳩町東部においても青果類の出荷農家も多数あり、非常に心配しておられるので、地元の要望があれば、ぜひとも土壌調査をしていただいて、安心して出荷できるように、調査結果を広報紙等において公表していただきたいと思いますが、いかがでしょうかということですね、その4自治会について、説明会がなされるということなのですが、その日時について今のところまだ聞いておりませんのですけれども、どういうことになっておるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 地元の説明会というご質問でございますが、まず、高安自治会におきましては、6月25日に住民の説明会を実施させていただきます。それから、幸前自治会におきましては、7月1日に住民の皆様の説明会をさせていただきます。それから、あと、高安西団地、睦自治会におきましては、まだ、今現在、日程調整中ということでございます。

それから、次の土壌のダイオキシンの関係でございますけれども、これにつきましては、現在のダイオキシンの測定につきましては、焼却場の排気ガスから出るダイオキシン類の測定を実施をしております、その濃度につきましては、基準値の5ナノグラムを大きく下回

る、年4回測定しておりますけれども、平均で0.036ナノグラムという状況でございますので、土壌におきますダイオキシン類につきましては、その周囲での過去の薫でありますとか草の焼却の状況でありますとか、あるいは、農薬の使用状況によって変動がございますものの、この焼却場の排ガスから出るダイオキシン類の数値から見て、土壌への影響が少ないのではないかとこのように考えておきまして、この説明会におきましても、そういった土壌の状況につきまして、説明をさせていただきたいというふうに考えておりますし、もし地元からご要望がございましたら、土壌の調査も実施をしてみたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 15番 木田議員。

○15番（木田守彦君） そしたら、土壌調査はされておらないというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 土壌の調査につきましては、現在、高安地区で年1回実施をしております。直近の平成22年5月の数値では、この環境の基準であります1,000ピコグラムに対しまして、5.7から6.1ピコグラムという数値でございますので、基準を大きく下回っているという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 15番 木田議員。

○15番（木田守彦君） 幸前と高安の説明会についてはですね、もう日程も決まっておるということで、まだ、あと高安西、睦については、まだということなのですけれども、これは1回だけそういう説明会を開催されるということになるのですかな。それとも2回、3回とそういうことを実施されるのか、その点について、今、考えておられる回数についてはどうなのですかね。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今回、高安の自治会におきましては、役員さんを対象に一度説明会を開催をしております。住民の皆さん全員に説明をしてほしいということから、高安におきましては、2回目ということになります。

ほかの地域につきましても、当然、内容によっては説明をさせていただくことになるかも知りませんが、これまた、あと役員さんらのご協議もさせていただく中で、決めていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 15番 木田議員。

○15番（木田守彦君） 続きまして、2番の過去において実施された実績があるのかという

ことで、今まで水質検査についてはですね、広報等で報じられておりますのですけれども、その土壌検査という結果については、今、部長のほうから聞くのは初めてなののですけれども、これからやっぱり土壌調査ということは、やっぱり廃止に対する優先報告事項ということでですね、必ずやっぱりこの廃止する前に、こういう状況ですので、今後とも安心してつくっていただきたいというふうな形でですね、やっぱり報告してもらわなければ、あとでそういう事態が仮に出てきたとしたらですね、やはりそれで生計を立てておられる人については大変やと思いますので、その点について、どういうふうに考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 先ほども申しあげましたけれども、この衛生処理場の排ガスによります周辺地域の土壌への影響は、少ないというふうに考えておりますけれども、付近の皆様にはやはり安心していただくためにも、今後行います、先ほど申しあげました説明会におきましても、その旨をご報告をさせていただきたいと思っておりますし、その説明会におきまして、また土壌調査のご要望がございましたら、土壌の採取場所等を協議させていただく中で、調査を実施させていただいて、さらに不安の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 15番 木田議員。

○15番（木田守彦君） できるだけ住民の方にはですね、安心して廃止できるような説明をしてあげてほしいということをお願いしておきます。

続きまして、町有財産の管理についてということなののですけれども、幸前2丁目にある斑鳩町焼却場と大一工業の間に存在する町有地というのですかな、それが長年にわたって放置されておるといような状況でですね、大体間口が4メートル、奥行きが大体25メートルから30メートルぐらいで、聞いたところによるとですね、里道ということで放置された状態ではありますが、まず、東行きはですね、大洋ナットの郡山工場のところで、水路を挟んで行き止まりとなっており、何の活用もできないということですね、今現在、放置状態なのですが、以前、私が東老人憩の家の将棋クラブの方々からですね、駐車場が少ないとのことで、ロータリーとなっておる植え込みを取り払ってほしいと申しあげたこともあると思います。そのときはですね、焼却場の職員の駐車場を活用していただくということになったと記憶しておりますが、今、私が申しあげた場所を整備するということによりまして、4メートルもあれば何台かの駐車が可能となり、利用者の利便にも大きく貢献すると思いますが、そのような活用方法を考えていただきですね、草が生えた荒れ地状態を整備していただくよう、

強く要望したいと思いますが、今後の活用方法についてですね、里道はやはり町が管理すべきものであるというふうに思いますねけれども、現状はどうなっておるのか、わかっておられると思いますけれども、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただいております、斑鳩町衛生処理場とその南側であります大一工業との間でございますが、この間には衛生処理場の敷地の一部と、それから里道を合わせて、ご指摘のように5メートル足らずの通路がございます。この部分につきましては、最近土地の所有者の方からですね、里道の明示申請等がございまして、立ち会いを行いました結果、ご指摘いただいておりますように、4メートルの里道があるということが、確認されております。この先には大和郡山市の管轄でございます法定外公共物、水路が行き止まりの形で突き当たっている里道ということでございまして、これについては基本的には里道の管理というものが、今現在、里道の管理者が斑鳩町ということになっているということでございますので、適切な管理が必要であるかというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 15番 木田議員。

○15番（木田守彦君） 私の質問の中でですね、そこを何とか整備していただいて、何台かの車なりとめられるような状況に、今やったら草ぼうぼうでドラム缶とか何かを置かれておるような状況ですのでね、それをきちっとした形にもっていただいてですね、そこを活用していただけるような方法を考えてほしいということを申しあげておりますねけど、それは可能なのですかね。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 衛生処理場の今後どういう形で活用されるかという中で、この衛生処理場の敷地の一部につきましては、一体的な利用等で今後考えられていくかと思っております。ただ、ご指摘いただいております里道につきましては、あくまでやっぱり里道ということで道路でございます。先に郡山市域の法定外公共物でございます水路等がございまして、そういった管理の関係も当然ございますので、現状ではやはり里道ということなので、これも先ほどおっしゃっていただきましたように、車をとめるとか、そういった利用が今できないということでございますが、今後この水路の管理者とか周辺の地域の方々とご協議の中でですね、管理ができる方法があるんかどうかとかということがひとつ検討する材料ではあるかというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 15番 木田議員。

○15番（木田守彦君） そこにですね、これがあるということを知っていただいたという

ことなのですけれども、この焼却場はここへきたときにですね、収集車が西のほうへ出ていって、そして帰りは東のほうから入るといような形で、あそこへその里道を利用した道路の形の何を残っておるといふうに、私はその当時の説明会でそういうふう聞いておりますねけれどもね。だから、そのところはやっぱりあの大洋ナットが先を買収されて、郡山工場を建てられたということですね、そこはもう利用できないといような形になってるので、その当時のその説明会に来られた方がですね、誰やったかちょっともう忘れたんですけれども、そういう考え方であれが残っておるといふかなと、今もそういうふうに思いますねけれども、それは間違いなんですか、それは。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 当時、説明会の中でそういった話があったかも知れませんが、現在、現状は行き止まりの里道ということになっておりますので、現状としてはそういう形になっておりますので、そういう地元のほうもそういうご理解をしていただいたというふうに理解しております。

○議長（嶋田善行君） 15番 木田議員。

○15番（木田守彦君） そしたらですね、もうとにかく草ぼうぼうに生えたりですね、物を置いてあるような状況を解消してもらえようをお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の秋葉川の左岸で国道25号より大洋ナット工業株式会社斑鳩工場前の三ツ橋に至る町道の活用について問うということですね、この道路については、国道近くで急に狭くなっておりますが、幸前口のバス停に行くのには、通勤者にとっては一番近道であると思います。だから会社従業員や自転車通勤されている方も、近道となり得る可能性が多々ありますが、現状では高安地区の総排機場の整備地や、あるいは日東紙器のボイラーの整備地ぐらいにしか活用されておらない状況で、町道という以上はですね、やはり活用すべき方法を考えるべきではないのかといふうに、私はそういうふう疑問を感じておりますが、その点について、今後どのような、今、北のほうは、ラーメン屋ポパイの周辺については草ぼうぼうのような状況なのですけれども、それについて全く整備とかそういうことは考えておられないのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただきました路線でございますけれども、この道路につきましては、昭和60年3月に認定をされました町道349号線であろうかといふふうに考えております。

秋葉川堤防敷と水路の堤防敷を利用いたしました、先ほどご指摘いただきましたように、

幅員が非常に狭いという道路でございます。先ほど質問者もご指摘いただいておりますように、利用される方も当然あると、これは町道でございますので、もちろん斑鳩町が適切に草等の管理も行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 15番 木田議員。

○15番（木田守彦君） できるだけですね、やはりこの町道という以上は、その整備というのですか、管理というのを、それを徹底してやっていただかなければいけない。町民がやはり大切な税をもって運営しておる以上は、それをちゃんと利用できるような状況に持っていただきたいということをお願い申しあげまして、私の一般質問を終わります。

○議長（嶋田善行君） 以上で、15番 木田議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

14日は午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午前11時32分 散会）